平成２２年（フ）第１５３９号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目898番地６雇用促進住宅宗像宿舎３棟101号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４２号
福岡県糸島市南風台７丁目13番３号
債務者　正岡　晶子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６２号
福岡県筑紫野市紫３丁目６番15号
債務者　内田　　護
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６７号
福岡市博多区吉塚７丁目２番80―403号
債務者　藤井　一嘉
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６８号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木524番地５
債務者　調　泰二郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７４号
福岡県宗像市池浦328番地12
債務者　迫　　和広
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８０号
福岡県古賀市薦野1405番地
債務者　宮口　　堯
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８１号
福岡県古賀市薦野1405番地
債務者　宮口　輝子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８５号
福岡県大野城市中３丁目１番28―403号　ガーデンハイツ今屋敷
債務者　角田　昌利
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８６号
福岡市博多区住吉４丁目30番６号
債務者　岩間由美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８８号
福岡県福津市宮司ヶ丘13番15号ボンシャンスⅡＢ棟102号室
債務者　南　　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田323番地１
債務者　松本　潔親
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田323番地１
債務者　松本　清香
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９９号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目11番11号　藤ファミリーハイツ101号
債務者　中島由美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６００号
福岡市早良区原８丁目６番12号
債務者　梅野　盛利
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０２号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目23番41―301号
債務者　美佐保　真
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０８号
福岡市早良区飯倉６丁目25番12―503号
債務者　田中　亜希（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１６号
福岡県大野城市雑餉隈町５丁目１番11号　幸福荘202号
債務者　佐藤紀代美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部